

○大野市文化事業補助金交付要綱

平成9年8月1日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市の文化芸術等の振興を図るため、市民が行う文化芸術振興事業及び文化学術活動事業に対し、その経費の一部を補助することについて、大野市補助金等交付規則(昭和57年規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術振興事業 市民が、市内において自ら行い、又は招へいする公演又は展示で市民に広く公開される事業をいう。
- (2) 文化学術活動事業 市民が、その保存・普及のために一定期間継続して行う伝統芸能活動事業及び歴史、科学等の調査研究活動事業並びに美術、音楽、文学、舞台芸術等の文化活動事業をいう。

(補助対象者)

第3条 この事業の補助対象者は、大野市に住所を有する者のうち、前条に定める事業の実施者とする。

(事業の認定申請)

第4条 この事業の認定を受けようとする者は、大野市文化事業認定申請書(別記様式。以下「申請書」という。)に、当該事業の実施者名簿、事業計画書及び収支予算書を添付し、市長教育委員会に提出しなければならない。

(補助事業の認定)

第5条 市長教育委員会は、前条の規定による申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めたものについて、補助事業の認定を行うものとする。

2 前項に定める事業の認定は、1申請者につき1年度当たり1回限りとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、それぞれ次の各号に定める経費とする。

- (1) 文化芸術振興事業

ア 公演事業 報償費、旅費、委託料、公演料、—宣伝費、会場設営費、会場借

~~上料、会場準備費、消耗品費及び事務経費~~

イ 展示事業 ~~報償費、旅費、委託料、展示物借上料、宣伝費、会場設営費、会場借上料、会場準備費、設備費、消耗品費及び事務経費~~

(2) 文化学術活動事業 ~~報償費、旅費、委託料、宣伝費、会場設営費、会場借上料、印刷費、宣伝費、消耗品費、原材料費及び事務経費~~

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 文化芸術振興事業 ~~共催及び後援事業に区分し、前条第1号に規定する定める経費を基礎とし、それぞれ別表に定める補助率等によりによって算出した金額のうちいずれか少ない金額とし、60万円を限度とする。~~

(2) 文化学術活動事業 前条第2号に規定する定める経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。

(補助の限度)

第8条 文化学術活動事業に対する補助金の交付を受けることができるの補助は、継続して3年を限度とする。

~~(補助金の交付申請等)~~

~~第9条 補助金の交付申請等の手続は、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）の定めるところによる。~~

~~(関係書類の保存)~~

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

~~この要綱は、平成9年8月1日から施行する。~~

(施行規則)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第7条関係）

<u>区分</u>	<u>補助率等</u>	<u>推定入場者の算定</u>
<u>(1) 文化芸術振興事業</u>	<u>①補助対象経費から入場料（売上金）の収入額を差し引いた額の100分の80以内</u> <u>②事業費の100分の50以内</u> <u>③推定入場者1人当たりの補助額は3,000円以内</u>	<u>音楽芸能等で客席や定員のある部屋で行う場合の推定入場者数は、その半数以上とし、展示会等については、その客層等を充分勘案して定める。</u>

備考 事業完了後、実績報告書及び収支決算書に記載の補助対象経費で再計算し、当初の補助認定額と比較し、いずれか少ない金額を補助金の交付額とする。

別表（第7条関係）

<u>区分</u>	<u>事業の内容</u>	<u>補助率</u>	<u>入場者数の推定</u>
<u>(1) 教育委員会が共催する事業</u>	<u>—</u> <u>文化的、芸術的な公演、展示で教育委員会が開催を依頼した事業</u>	<u>—</u> <u>①必要経費から入場料（売上金）の収入額を差し引いた額の100/100以内</u> <u>②全事業費の75/100以内</u> <u>③推定参加者1人当たり補助額は5,000円以内</u>	<u>—</u> <u>音楽芸能等で客席や定員のある部屋で行う場合の入場推定者数は、その半数以上とし、展示会等については、その客層等を充分勘案して定める。</u>

<p>(2)</p> <p>教育委員会が 後援する事業</p>	<p>—</p> <p>事業の内容が市民 文化の向上に寄与 すると教育委員会 が認める事業</p>	<p>—</p> <p>①必要経費から入場 料(売上金)の収入 額を差し引いた額 の80/100以 内</p> <p>②全事業費の50/ 100以内</p> <p>③推定参加者1人当 り補助額は3,00 0円以内</p>	<p>—</p> <p>同上</p>
--	--	---	--

~~☆補助額については、補助率の欄中①、②、③にいずれか低い額とする。~~

別記様式（第4条関係）

年 月 日

大野市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

大野市文化事業認定申請書

大野市文化事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり文化事業の認定を申請します。

記

1. 申請事業名

(1) 大野市文化芸術振興事業

(2) 大野市文化学術活動事業

2. 事業活動目的

3. 事業費 総額 円

4. 推定入場者数 名

添付書類

(1) 実施者名簿

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書

別記様式(第4条関係)

年 月 日

大野市教育委員会
教育長 殿

住 所
団 体 名
代 表 者 名

大野市文化事業認定申請書

大野市文化事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり文化事業の認定を申請します。

記

1 申請事業名

(1) 大野市文化芸術振興事業 _____

(2) 大野市文化学術活動事業 _____

2 事業活動目的

3 事業費 総額 _____ 円

添付書類

- (1) 参加者名簿
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

団体名

代表者名 様

大野市長

大野市文化事業認定通知書

年 月 日付で認定申請のありました大野市文化事業について、大野市文化事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり認定します。

記

1 事業名

2 認定区分

3 認定額 金 円